

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令案要綱

第一 中小企業者の範囲

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の適用対象となる中小企業者の範囲を定めること。
(第一条関係)

第二 保険料率に関する事項

中小企業信用保険法の特例に係る保険料率を定めること。
(第二条関係)

第三 附則

- 一 この政令の施行期日について規定すること。
(附則第一条関係)
- 二 中小企業政策審議会令の一部を改正すること。
(附則第二条関係)

政令第 号

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令

内閣は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第二条第一項第五号及び第八号並びに第八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業	種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）		三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業		三億円	三百人
三	旅館業		五千万円	二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

二 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

三 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四 森林組合及び森林組合連合会

五 商工組合及び商工組合連合会

六 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

七 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業者とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

八 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人

以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

九 鉱工業技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

（保険料率）

第二条 法第八条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険にあつては〇・四パーセント（手形割引特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・二九パーセント（手形割

引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）、同法第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年六月二十九日）から施行する。

（中小企業政策審議会令の一部改正）

第二条 中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中小企業経営支援分科会の項第二号中「及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）」を「、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第三条第三項」に改める。

理 由

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行に伴い、中小企業者の範囲、地域産業資源活用事業関連保証に係る保険料率を定める必要があるからである。

改 正 案		現 行	
（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
名 称	所 掌 事 務	名 称	所 掌 事 務
中小企業 経営支援 分科会	一 中小企業の経営の革新及び創業の促進並びにその経営基盤の強化に関する重要事項を調査審議すること。 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇い管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法	中小企業 経営支援 分科会	一 中小企業の経営の革新及び創業の促進並びにその経営基盤の強化に関する重要事項を調査審議すること。 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百四十七号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇い管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法

2
6
(略)

(略)	
(略)	律第十八号)、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号(第三条第三項、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)第三条第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2
6
(略)

(略)	
(略)	律第十八号)、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号(第三条第三項及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令案 参照条文

(参照法律一覧)

○ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）（抄）	．．．．．	1
○ 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）	．．．．．	2
○ 中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（抄）	．．．．．	4
○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）（抄）	．．．．．	5
○ 中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（抄）	．．．．．	6

。中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 四 （略）

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六・七 （略）

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2・3 （略）

（基本方針）

第三条 （略）

2 （略）

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 （略）

（中小企業信用保険法の特例）

第八条 （略）

2・3 （略）

4 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は売掛金債権担保保険の保険関係であつて、地域産業資源活用事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

附 則

（中小企業基本法の一部改正）

第三条 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）」を「、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）」に改める。

。中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）

（普通保険）

第三条 中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の九第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えないことができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2）5 （略）

（無担保保険）

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをする事により、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない。

い保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・4 （略）

（特別小口保険）

第三条の三 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について普通保険、無担保保険、次条第一項に規定する売掛金債権担保保険、第三条の五第一項に規定する公害防止保険、第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険、第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険又は第三条の九第一項に規定する特定社債保険の保険関係が成立している者を除く。）の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをする。ことに、小規模企業者一人についての保険価額の合計額が千二百五十万円を超えることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合は手形金額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・4 （略）

（売掛金債権担保保険）

第三条の四 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について当該中小企業者の取引の相手方である事業者に対する売掛金債権のみ（当該中小企業者が法人である場合にあつては、売掛金債権（必要に応じその法人の代表者である保証人の保証を含む。）のみ）を担保として提供させるものをする。ことに、中小企業者一人についての保険価額の合計額が一億円を超えることができない保険（以下「売掛金債権担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 （略）

（新事業開拓保険）

第三条の八 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の新商品又は新技術の研究開発又は企業化に要する費用、需要の開拓に要する費用その他の新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用若しくは第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用に充てるために必要な資金又は前条第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金に該当するものを除く。）に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、四億円。次項において同じ。）を超えることができない保険（以下「新事業開拓保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2・3 （略）

（保険料）

第四条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

。中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（抄）

（保険料率）

第二条 法第四条の政令で定める率（以下「保険料率」という。）は、保証をした借入れの期間（手形の割引の場合は手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間、法第三条第一項に規定する特殊保証（以下「特殊保証」という。）の場合は当該保証契約で定める期間と当該保証契約で定める期間の開始の日から保証をした債務のうちその弁済期（手形の割引の場合は、手形の満期。以下同じ。）の到来する日が最も遅いものの弁済期が到来する日までの期間とのいずれか長い期間。以下同じ。）又は社債に係る債務を保証した期間一年につき、法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）及び法第三条の九第一項に規定する特定社債保険（以下「特定社債保険」という。）にあつては〇・一パーセント

から一・六四パーセントまで（手形の割引を受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「手形割引特殊保証」という。）及び当座貸越しを受けることによる債務のみについての特殊保証（以下「当座貸越し特殊保証」という。）の場合は、〇・〇八パーセントから一・四パーセントまで）の範囲内において、保険関係ごとに、当該保険関係に係る中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定めるところにより算出される保険事故の発生率に応じて経済産業省令で定める保険料率（保険事故の発生率を算出することができない場合として経済産業省令で定める場合は、〇・八七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・七四パーセント））、法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）にあつては〇・四パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント）、法第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険にあつては〇・四六パーセント、法第三条の五第一項に規定する公害防止保険、法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険、法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険及び法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）にあつては〇・八七パーセントとする。

2
2 6 （略）

。中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）（抄）

（中小企業者の範囲）

第一条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業 種		資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

2
（略）

。中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）（抄）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
中小企業経営支援分科会	一 （略） 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百四十五号）第十三条第二項、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三条第三項及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
（略）	（略）